平成２８年（フ）第４２号
群馬県桐生市仲町２丁目10番30号
債務者　小堀　和子
1　決定年月日時　平成28年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２７年（フ）第３９２号
岐阜市六条江東１丁目８番１―506号（江東ビル）
債務者　髙木　朋成
1　決定年月日時　平成28年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１２１号
岐阜市中１丁目44―10、住民票上の住所岐阜市栄新町３丁目92番地（ロイヤルマンション栄新町206号室）
債務者　山田　浩二
1　決定年月日時　平成28年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１２３号
岐阜市北島３丁目１番１号　ヴィラコート・アメニティ201号、住民票上の住所岐阜県大垣市万石１丁目18番地
債務者　齊藤　康博
1　決定年月日時　平成28年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１４６号
岐阜県各務原市那加前洞新町３丁目20番地（メゾンメグ101）、前住所岐阜県美濃市曽代28番地３市営梅山住宅３号棟204号室
債務者　伊地田仁美（旧姓古田）
1　決定年月日時　平成28年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第９３号
三重県津市河芸町東千里187番地１　マンションヒロ302号室
債務者　吉本　　稔
1　決定年月日時　平成28年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１１１号
兵庫県川辺郡猪名川町つつじが丘４丁目６番地15
債務者　鈴木　順子
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第６２号
鳥取県米子市東福原６丁目１番５号　101号
債務者　山﨑　絵美
1　決定年月日時　平成28年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第１１９号
愛媛県松山市湊町７丁目３番地12　白石塗料ビル201号
債務者　梶川　雅彦
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１３７号
愛媛県松山市喜与町１丁目10番地１　リブウェル喜与町206号
債務者　岩切　照代
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１３８号
愛媛県松山市喜与町１丁目10番地１　リブウェル喜与町206号
債務者　宇都宮　勉
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１３０号
宮崎市神宮東３丁目６番５号　ステーションコーポ405号、前住所宮崎市佐土原町上田島1205番地21
債務者　黒木　聖子
1　決定年月日時　平成28年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１３１号
宮崎市大字赤江1131番地２
債務者　牧野惠美子
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１４１号
宮崎県児湯郡新富町大字下富田4175番地９
債務者　木下百合子
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１４２号
宮崎市大字島之内7486番地　セシールコーポマキ101号
債務者　松浦　祐馬
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１４７号
宮崎市大字恒久5072番地　メモリーハウス102号、前住所宮崎市佐土原町下田島20298番地49
債務者　德永　哲宏
1　決定年月日時　平成28年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
宮崎地方裁判所破産係